

浜見平グラウンドの利用等に係る意見交換会

(1回目) 令和4年8月23日(火) 午後7時～

(2回目) 令和4年8月27日(土) 午後7時～

茅ヶ崎市

拠点整備課・スポーツ推進課・公園緑地課

本日の内容

- 1 浜見平グラウンドの再整備について
- 2 浜見平グラウンドにおける管理運営について
- 3 その他

1 浜見平グラウンドの再整備について

1－1 主な経緯について



- ・昭和39（1964）年、日本住宅公団（現UR都市機構）によって、浜見平団地の中央にグラウンドが整備されました。



- ・団地住民のお祭りや運動等の場として、長い間利用されてきました。



- ・UR都市機構の団地建替事業の実施に伴い、グラウンドの移設・再整備が行われます。令和5年春頃の完成を目指しています。

1-2-1 整備内容について

所在地	茅ヶ崎市浜見平地区内 ※ しろやま公園西側にグラウンドが再整備されます。
工事発注者	UR都市機構
再整備後の管理者	茅ヶ崎市



1-2-2 整備内容について

面 積	約4,125㎡
寸 法	(長辺) 約75m (短辺) 約55m
仕 上 げ	クレー舗装 (土系舗装)
設 備	高さ10mの防球ネット ※ 下部2mは防砂ネットを併用 ※ 防球ネットの柱の色、網目は 景観に配慮した製品を使用



2 浜見平グラウンドにおける管理運営について

～市の基本的な考え方について～

2-1-1 施設について

■地域ヒアリングから抽出された主なご意見

利便性

- ・ 個人で、親子で気軽に利用したい
- ・ 団体で利用したい
- ・ ボールを利用したい
- ・ 柔軟性のある利用ルールにしたい

発展性

- ・ みんなで利用ルールを考えたい
- ・ みんなに愛されるグラウンドにしたい
- ・ 地域の交流・活動の場にしたい

その他のご意見

- ・ 維持管理費用は抑えるべき
- ・ 夜間の治安が心配
- ・ 利用手続きは簡単にしたい
- ・ 周囲から見守られている方がよい
- など

2-1-2 施設について

■地域ヒアリングから抽出された主なご意見

利便性

発展性



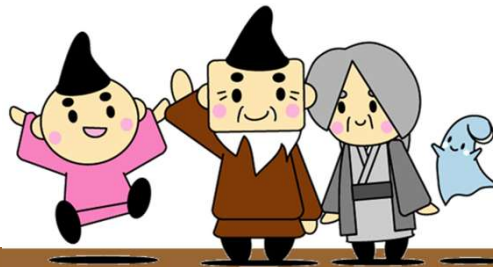
浜見平地区のまちづくりのコンセプト

新旧の住民が暮らしの中で交流し、お互いが支えあう意識や活動を育み、地域住民の温かい眼差しのもと、子どもや高齢者を含む家族が安心して暮らすことのできるまちづくり



設置目的

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、市民の健康増進及び地域コミュニティの活性化を図るため



2-2 休場日・開場時間・使用料について

休 場 日	年末年始 ※ 改修工事やグラウンドの状態が不良の場合は、休場とします。 ※ 市長が特に必要と認めるときは、臨時に変更できるものとします。
開場時間	午前9時から午後5時まで ※ 市長が特に必要と認めるときは、臨時に変更できるものとします。
使 用 料	無 料

2-3 利用方法について

基本的な 考え方

事前手続き不要で、空いていれば自由に利用できる施設

※ 登録制により一定の条件のもと、利用日及び利用時間を予約して利用することも可能

例①  親子でサッカーしたい！ → 自由利用

例②  友人たちとサッカーしたい！ → 自由利用

例③  利用日時を決めて
 チームでサッカーしたい！ → 事前に利用登録の上、予約利用

2-4 利用登録（予約利用）について

利便性

発展性

事前に利用登録

予約利用



チームで予約して
利用したい

日程調整会議に参加



予約利用する日時を調整

予約以外は自由開放

X月	●～ ●時	●～ ●時	●～ ●時
1日	自由	自由	予約
2日	予約	自由	自由
3日	自由	自由	自由
4日	自由	予約	自由
5日	自由	自由	自由

予約時間以外は自由開放

利用者ニーズに即した運営

2-5 基本的なルール等について

利便性

発展性

基本的な
考え方

利用者の皆様が安全に、適切に利用できるよう最低限のルール（基本的なルール・基本的な事項）を市が定めます。



茅ヶ崎市
CHIGASAKI CITY

- ・ 基本的なルール（休場日、開場時間、禁止事項など）
- ・ 利用方法（登録、申請、許可に関する事項など）
- ・ 基本的な利用種目（種目を特定せず、判断基準を定める）



利用者

- ・ 柔軟な運用が求められる要素（利用者等で定める事項）

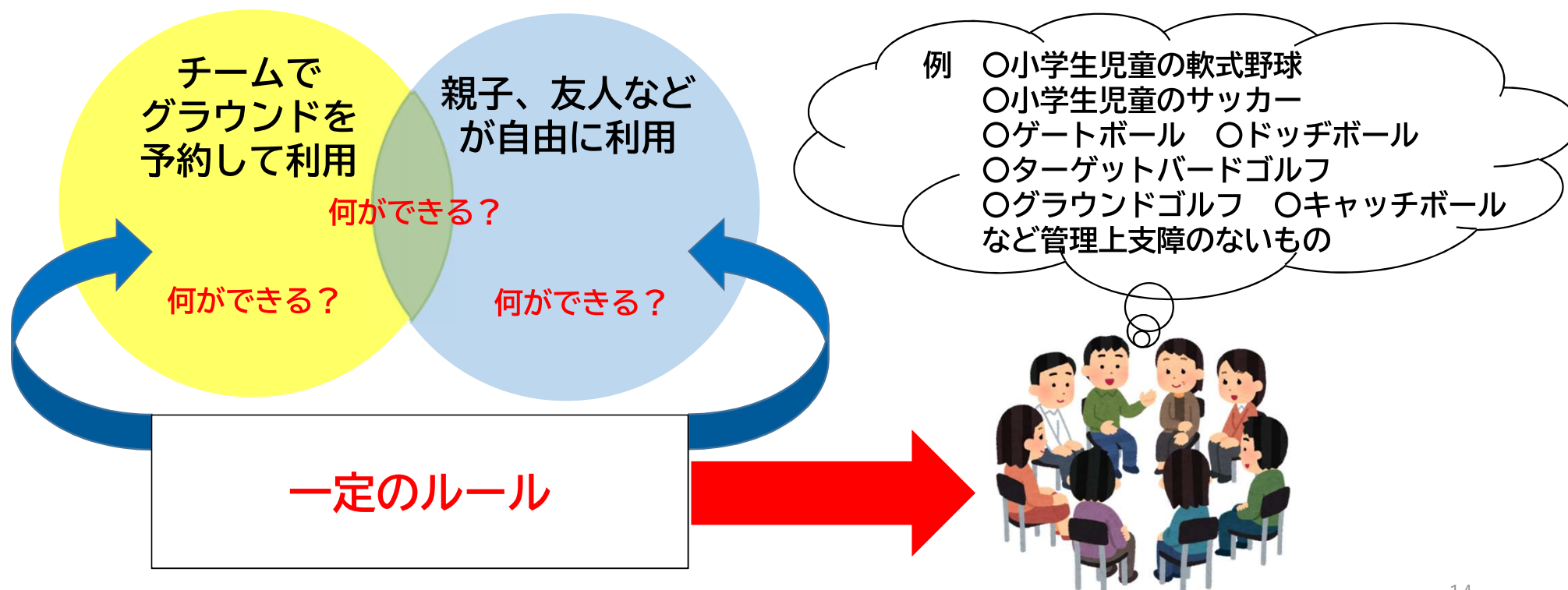
2-6 利用種目について

利便性

発展性

基本的な
考え方

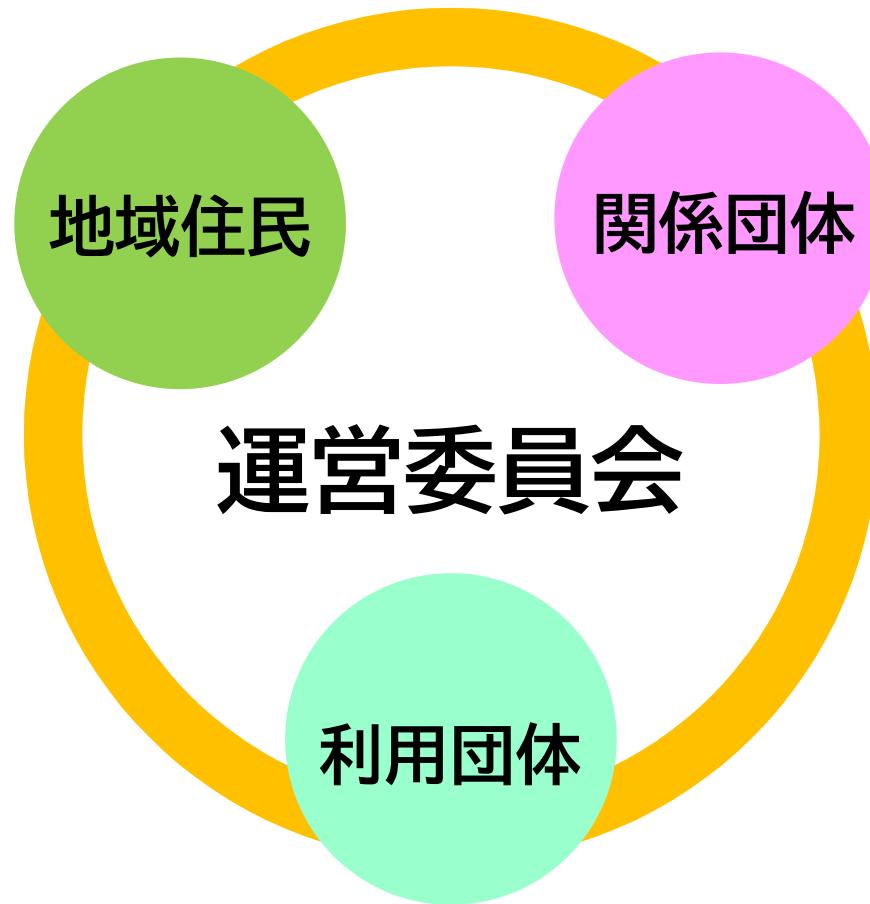
利用種目をあらかじめ限定せず、利用者同士（子ども、高齢者、親子など）で一定のルールのもと、柔軟に利用できる施設



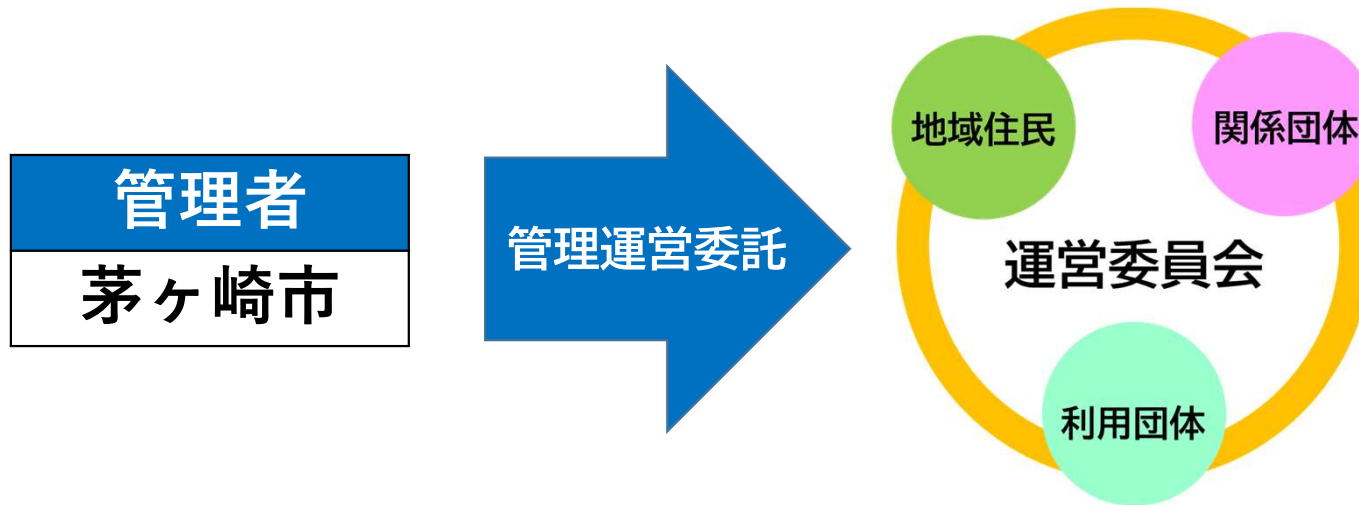
2-7 管理運営の手法について

		市	運営委員会
基本的なルール 休場日、開場時間、禁止事項 など		◎	
利用方法 登録、申請、許可に関する事項 など		◎	
基本的な利用種目 種目を特定せず、判断基準を定める		◎	
柔軟な運用が求められる要素	団体間における利用日の調整 ・利用日程調整会議の開催 ・調整方法の検討 ・予約枠数の設定 など		◎
	具体的な利用種目の設定 ・条件付き利用種目の検討 （他の利用者がいない場合に限り可とする種目） など		◎
	利用方法（運用面） ・分割利用の可否 ・利用時間の設定 ・自由開放日の設定 など		◎
	その他地域コミュニティの活性化、 コミュニティ形成につながる事 ・イベントの検討 ・ボランティアの募集 など		◎

2－8 運営委員会の組織イメージについて



2-9 委託業務について



管理運営委託の内容

- 例
- 利用調整に関すること
 - 適正使用に関すること
 - 団体使用状況の報告
 - 点検、報告
 - 除草、清掃
 - その他管理運営に関して必要なこと

2-10 意見交換

浜見平グラウンドの運営方法等における市の基本的な考え方をお示しさせていただきました。

- ・市の基本的な考え方に対して、ご意見をお聞かせください。



3 その他

3 広報について

- 市ホームページにて
情報発信しています。

浜見平グラウンドの再整備計画について



茅ヶ崎市 Chigasaki City

外国人ガイド 県庁の137 文字サイズ・背景色の変更

Google 検索

暮らし Living 施設案内・予約 Facility information/reservation 観光・イベント Sightseeing/Events 市民参加カレンダー Citizen participation calendar 市政情報 Municipal administration information 事業者の方へ To businesses

現在の位置: トップページ > 市政情報 > まちづくり(市政情報) > 地域のまちづくり > 浜見平地区のまちづくり > 浜見平グラウンドの再整備計画について

まちづくり(市政情報)

- 地域のまちづくり
- 浜見平地区のまちづくり
 - 持続可能なまちづくりに向けて
 - 浜見平地区の基盤整備について
 - 浜見平地区総合施設整備事業について
 - 浜見平地区生活拠点ゾーンのまちづくりに関する考え方について
 - 浜見平地区「公共施設移設」のご意見及びご要望の回答を掲載しました。
 - 浜見平地区のまちづくりについて
 - 浜見平地区まちづくり計画
 - 浜見平地区地区計画
 - 浜見平地区まちづくり整備実施計画の経緯
 - 浜見平グラウンドの再整備計画について

浜見平グラウンドの再整備計画について

ページ番号 C1048109 更新日 令和4年5月16日

浜見平グラウンドの再整備計画について

経過

昭和39年(1964年)、日本住宅公団(現 UR都市機構)により建設された浜見平団地の中央にあった旧グラウンドは、団地住民のお祭りや運動などの場として長く利用されていましたが、URの団地賃貸事業の実施に伴い移設して再整備が行われることとなりました。

これに伴い、市とURで「浜見平団地グラウンド移設に伴う協定書」を平成26年に締結し、あわせて「第2次浜見平地区まちづくり整備実施計画」(平成30年3月策定)にグラウンド計画を盛り込みました。

整備予定地

茅ヶ崎市浜見平地区内



意見交換会へのご参加
ありがとうございました。